人事

固定資産評価審査委員会委員3人を再任

市は、2月24日に開かれた市議会定例会本会議で、和久英雄氏（74）＝松井ケ丘、河原正治氏（66）＝東、西口末和氏（56）＝河原を選任する人事案件の同意を得て、3氏をそれぞれ再任しました。

任期は平成27年3月25日から3年間です。

問合せ先＝職員課（☎64-1324）

民生委員・児童委員を委嘱

市は、平成26年12月12日に、主任児童委員と民生委員・児童委員をそれぞれ委嘱しました。

任期は平成28年11月30日までです。

主任児童委員＝▼金澤智子さん（松井ケ丘・大住小学校区、☎62-9054）▼今西静さん（田辺東・草内小学校区、☎63-2939）

民生委員・児童委員＝森島治子さん（出垣内地区、☎63-4939）

問合せ先＝社会福祉課（☎64-1371）

農業 工業 商業 観光 産業の未来を描こう

産業振興ビジョン推進委員会の委員募集

市は、市産業の将来の姿を描く「京田辺市産業振興ビジョン」を策定するため、推進委員会の市民委員を募集します。

学識経験者や各種団体の代表者などで構成する同委員会では、市の産業の活性化を図るため、今後目指すべき方向性や重点施策などについて話し合います。

対象＝市内に在住・通勤・通学する18歳以上の人

会議の回数＝平日昼間に年5回程度

任期＝2年。報酬あり

募集人数＝若干名。多数の場合は小論文で審査します

応募方法＝任意の用紙に、住所・氏名（ふりがな）・電話番号・職業・年齢・性別・小論文（テーマ…あなたが考える京田辺市の農業または商業・観光の魅力と課題、800字程度まで）を書いて郵送してください。

応募書類は返却しません。

しめきり＝4月23日㈭（当日消印有効）

応募・問合せ先＝経済環境政策推進室（〒610-0393住所不要）、☎64-1360）

産業振興ビジョンって？

市が将来にわたり発展し続けるためには、地域経済を活性化し、地域の雇用や税収を確保することが必要です。

京田辺市産業振興ビジョンは、自立した都市経営ができる経済基盤を確立するため、10年先を見据え市産業の将来像を示すものです。

農業・商工業や観光など、各分野における課題を整理し、ヒアリング調査などを通じて本市の産業が目指す方向性を示すとともに、市民・企業・教育機関・行政などが果たす役割や、重点施策を定めます。

人と地球にやさしい住まいへ

自宅などの改修費用を助成します

自宅・店舗をバリアフリーに

市内の業者に自宅や店舗のバリアフリー改修工事を発注した人に、工事費用の2分の1を助成します。

【対象者】

住宅＝次の①②に該当し、市税の滞納がない人

①本市に住民登録し、市内に居住している

②申請者・同居者に、介護認定などを受けている人や、高齢者・障がい者向け住宅改修の対象者（過去に交付を受けた人を含む）がいない

店舗＝市内に自らが営む店舗を構える中小企業者で、市税の滞納がない

いずれも、過去に同助成金の交付を受けた人を除きます。

【対象施設】

住宅＝自己の居住用住宅。共同住宅の場合は、専有部分のみ

店舗＝自己の営業用店舗。小売店・飲食店・診療所・接骨院・美（理）容室など市民が日常的に利用する店舗。事務所・工場・風営法第2条に規定するものを除きます

住宅・店舗を賃借している場合は、建物所有者の承諾書が必要です。

【対象工事】

移動の円滑化のために行う段差解消・手すり設置などの、費用が5万円以上（税別）の工事で、交付決定後に着工し平成28年3月31日㈭までに実績報告書を提出できるもの。ほかの助成を受けている場合を除きます

【上限額】

住宅＝10万円

店舗＝20万円

【申請方法】

産業振興課か市ホームページにある申請書に必要書類を添え、持参してください

【しめきり】

12月28日㈪

予算額に達した場合は、受け付けを終了します。

【申請・問合せ先】

産業振興課（☎64-1319）

エネファームダブル発電 de エコ生活

地球温暖化防止対策を進めるため、自らが居住する市内の住宅に新たに次のシステムを設置する個人を対象に、設置費用の一部を補助します。

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

対象＝国の補助金制度に申し込み、補助金の交付決定後1年以内の人

補助額＝一律10万円

【住宅用太陽光発電システム】

対象＝エネファームの補助対象者で、住宅用太陽光発電システムを併せて設置し、電力の受給開始後1年以内の人

補助額＝一律3万円

【申請方法】

環境課か市ホームページにある申請書に必要書類を添えて、持参してください

【しめきり】

平成28年3月25日㈮

予算額に達した場合は、受け付けを終了します。

【申請・問合せ先】

環境課（☎64-1366）

広告

狂犬病の予防接種

集合注射は4月15～21日

市は、右表のとおり狂犬病集合注射を行います。

犬の飼い主は、①生後91日以上の犬を登録する②年1回の狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受ける③鑑札と注射済票を着けることが義務付けられています。

登録は集合注射会場でもできます。登録と注射を忘れずに行いましょう。

日にち	時間	場所
4月15日㈬	9:20～10:20	北部住民センター
	10:50～11:20	新田辺東住宅公民館
	13:20～13:50	薪公民館
	14:10～14:40	健康村公民館
	15:00～15:30	岡村公民館
4月16日㈭	9:20～9:50	草内公民館
	10:10～10:40	高木公民館
	11:00～11:20	同志社山手公民館
	13:20～13:50	大住ケ丘第二公民館
	14:20～14:50	松井ケ丘公民館
	15:10～15:40	健康ケ丘公民館
4月17日㈮	9:20～9:40	飯岡公民館
	10:00～10:30	新興戸公民館
	10:50～11:20	河原公民館
	13:20～14:00	花住坂公民館
	14:20～14:50	山手中央タウンプラザ西側
4月20日㈪	9:20～9:40	江津公民館
	10:00～10:20	南山学園
	10:40～11:10	水取公民館
	13:20～13:50	田辺区公民館
	14:10～14:30	東田辺公民館
	14:50～15:30	興戸公民館
4月21日㈫	9:20～9:40	普賢寺公民館
	10:00～10:20	天王公民館
	10:40～10:55	高船農産加工センター
	11:15～11:35	打田構造改善センター
	13:20～13:50	大住ケ丘第一公民館
	14:20～14:50	一休ケ丘公民館

【料金】

注射＝3千200円

登録＝3千円

京都府獣医師会所属の動物病院でも接種できます。同会所属の動物病院・集合注射以外で接種した場合は、接種を証明できるものと550円を市に提出し、注射済票の交付を受けてください。

【犬の転入・死亡は届け出を】

犬が転入・死亡したときは届け出が必要です。他市区町村で登録している犬は、転入手続きをすれば鑑札を無償で交換します。

【鑑札は迷子札にも】

鑑札や注射済票は迷子札にもなります。紛失した場合は再交付します。

再交付手数料＝▼鑑札…1千600円▼注射済票…340円

【申請・問合せ先】

環境課（☎64-1366）

国保税変わります 軽減対象を拡大

賦課限度額の改定も

市は、国民健康保険を将来にわたり安定して運営するため、法律の改正に伴い、国民健康保険制度の一部を変更します。

問合せ先＝国保医療課（☎64-1332）

◎保険税の軽減対象を拡大

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が一定額以下の世帯に対する税額の軽減対象を、下表のとおり拡大します。

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円＋24万5千円×被保険者数	33万円＋**26万円**×被保険者数
2割軽減	33万円＋45万円×被保険者数	33万円＋**47万円**×被保険者数

◎保険税の賦課限度額を改定

保険税の賦課限度額を、下表のとおり引き上げます。

区分	改正前	改正後
医療分	51万円	**52万円**
後期高齢者支援金等分	16万円	**17万円**
介護分（40歳以上65歳未満のみ）	14万円	**16万円**

高齢者 肺炎から身を守ろう

肺炎球菌ワクチンの接種を

高齢者用肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）は、国が定める定期接種です。

肺炎は日本人の死因の第3位で、亡くなる人の95％以上が65歳以上です。肺炎の病原菌で最も多いのは、肺炎球菌です。ワクチンを接種し、感染や重症化を防ぎましょう。

申込・問合せ先＝健康推進課（☎64・1335）

定期接種の対象＝本市に住民登録があり、肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の人

▼65歳（昭和25年4月2日～同26年4月1日生）

▼70歳（昭和20年4月2日～同21年4月1日生）

▼75歳（昭和15年4月2日～同16年4月1日生）

▼80歳（昭和10年4月2日～同11年4月1日生）

▼85歳（昭和5年4月2日～同6年4月1日生）

▼90歳（大正14年4月2日～同15年4月1日生）

▼95歳（大正9年4月2日～同10年4月1日生）

▼100歳（大正4年4月2日～同5年4月1日生）

▼接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器などに障がいがある（身体障害者手帳1級相当）

接種回数＝1回

自己負担額＝2千500円

次に該当する人は、申請すると無料で接種できます。

▼世帯全員が市民税非課税の世帯▼生活保護の受給者▼中国残留邦人等支援給付金の受給者

接種方法＝健康推進課か市内医療機関にある申込書を提出し、交付された予診票を医療機関の窓口に提出してください

医療機関によっては、接種費用をいったん窓口で全額支払った後、市から還付となる場合があります。

申込期限＝平成28年3月22日㈫

接種期限＝平成28年3月31日㈭

定期接種対象外の人は

定期接種の対象外で接種を希望する人は、次の助成制度を利用できます。

ただし、任意接種となりますので、重い副反応などがあった場合に、予防接種法に基づく救済を受けることができません。定期接種の対象となる年に接種することをお勧めします。

対象＝接種日現在、本市に住民登録がある70歳以上の人

助成額＝4千円（1人1回）

接種方法＝健康推進課か市内医療機関にある申請書を提出し、交付された助成券を医療機関の窓口に提出してください

市外の医療機関で接種する場合は、医療機関で接種費用を全額支払った後、還付の申請をしてください。

こくみんねんきん

学生は納付猶予あり

保険料納付が難しいときは申請を

学生で保険料を納めることが困難な人は、申請すると納付が猶予されます。未納や申請遅れがあると、事故などで障がいが残ったとき、障害年金を受け取れない場合がありますので、申請をお願いします。

猶予期間は老齢基礎年金額には反映されませんが、受給資格期間には算入されます。また、10年以内に追納すれば年金受給額を増やせます。

対象＝大学（大学院・短期）・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定する修業課程が1年以上の各種学校などに在学する20歳以上で、前年の所得が基準額以下の人

基準額は、118万円＋扶養親族等の数×38万円です。なお、基準額を超える所得があっても、離職者は離職票などを添付すれば納付猶予が認められる場合があります。

申請方法＝学生証・年金手帳・印鑑を持参

申請・問合せ先＝▼京都南年金事務所（☎075・643・2547）▼市民年金課（☎64・1333）

広告